

返戻金について

当社の情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合や、紹介先の就業規則に基づき解雇となった場合には、当社は下記の率で算出した金額を返戻するものとします。ただし、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

退職時期	返戻金の割合
入社1ヶ月以内に退職の場合	受け取った成功報酬の80%
入社3ヶ月以内に退職の場合	受け取った成功報酬の50%
入社6ヶ月以内に退職の場合	受け取った成功報酬の20%

※成功報酬の返戻について当社は、その事由発生の事実を求人者から書面で申し出を受け、その当社がその申し出を受領した時点により7営業日以内に返戻を行います。

※ただし、本件、制度の詳細・適用については、個別に各求人者との協議により定めます。

大阪市北区浮田1-6-9 1階
PATHFINDER INTERNATIONAL株式会社